

令和 7 年 9 月 4 日

燕 市 長 鈴 木 力

職 員 の 処 分 に つ い て

このたび、下記のとおり職員の処分を行いましたので、報告します。

職員が起こした交通事故により、市民の信頼を著しく損ねましたことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、市民の信頼を回復するよう職員一丸となり、再発防止に努めてまいります。

記

1. 処分等の内容

(1) 被処分者

こども政策部 課長補佐級・50 歳代・女

(2) 処分内容

戒告（令和 7 年 9 月 4 日付）

※地方公務員法等の法令又は条例、規則等違反（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号）、
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（同法第 29 条第 1 項第 3 号）

(3) 事案の概要

被処分者は、令和 7 年 6 月 20 日 午後 3 時 10 分頃、児童館に向かうため公用車で移動中、燕市栗生津内の交差点において、一時停止標識を見落として一時不停止の状態で交差点に進入したところ、優先道路を左側から進行してきた相手方自動車と衝突した。この事故により、相手方運転手に打撲の傷害を負わせるとともに、公用車を著しく損傷させ、市に損害を与えた。

2. 再発防止策について

今回の事案を重大に受けとめ、全職員に対し、交通法規の遵守及び交通安全について、あらためて周知徹底を図りました。

また、今後も警察の協力を得ながら交通安全研修を実施し、再発防止に努めてまいります。